

企業結合専門委員会の検討状況（２）

【論点３】負ののれんの会計処理

< 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」 今後の方向性 >

52. 今後の方向性を検討するにあたり、本論点整理では、負ののれんの発生原因について次のように整理を行った。
- (1) 被取得企業の識別可能資産及び負債の時価の測定が適切でないこと
 - (2) 段階取得において、被取得企業の取得原価が主に過去の低い価額から構成されていること
 - (3) 売り手側の特別な要因により、承継する資産及び負債の時価よりも低い価額で取得できたこと（バーゲン・パーチェス）
 - (4) その他（発生原因の特定がより困難なもの）
53. 前項(1)については、負ののれんが生ずると想定される場合には被取得企業の識別可能資産及び負債の時価を再度見直すこととしたり、現在限定的に取り扱われている取得後に発生が予測される費用又は損失に対応する負債を計上するための定めを見直したりすることによって対応できる可能性がある。また、前項(2)については、被取得企業の取得原価について、過去に取得した持分も含めて支配獲得時の時価を用いて測定する方法に改めることによって解消できると考えられる（第73項参照）。これらの結果、それでも負ののれんが多額に発生するケースでは、もはや承継した資産の取得原価総額を調整する要素は少なくなっているのではないかと考えられる。
54. 本論点整理では、以上のように発生原因を整理し、関連する定めを整備することによって、国際的な会計基準と同様に、負ののれんを取得日の利益として処理するよう見直すことができるのではないかと考えている。

< 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」に対する主なコメント >

- (1) 発生原因を特定することが通常困難である負ののれんの償却期間を見積もることは、実務上困難なケースが多い。したがって、負ののれんの発生原因を整理したうえで処理の見直しを行うことに賛成である。
- (2) 負ののれんは将来期間に繰延べるべきではなく、また、会計基準のコンバージェンスの観点からも発生時に利益として認識すべきであるが、その前提として、企業結合において取得した偶発事象に係る取扱いとの整合的な基準の整備や、無形資産に関する包括的な会計基準の整備等を行うことが必要である。
- (3) 現行の取扱いは、正ののれんの会計処理方法との対称性を重視して採用されているため、この考え方についても整理する必要がある。

- (4) 正ののれんを定期的に償却処理する一方、負ののれんを初年度一括利益計上するのは一般的には合理性に乏しい。わが国では、負ののれんが発生する企業結合がしばしば見られるため、論点整理が述べるように、負ののれんの発生原因を整理し、関連する定めを整備する必要がある。最終的には、正ののれんの問題と同時に議論し結論を出すべきである。
- (5) 上場株式の PBR が 1 を下回る企業も多い。負ののれんの発生原因を解消できるとは限らないことから、現行の規則的な償却がより妥当な会計処理である。仮に変更を検討する場合には正ののれんの取り扱いと同時に検討することが望ましい。
- (6) 負ののれんについて取得日の利益として計上することとする場合、現行の取扱いによる負ののれんの残高の扱いについて、経過措置を設けるかどうか検討する必要がある。
- (7) 既存の負ののれんに関する適用初年度の取扱い（経過措置或いは移行措置など）について、過年度遡及修正との関連も考慮した上で、明確にする必要がある。

< 公開草案に向けての考え方 >

[案 1] 正ののれんと対称的に規則的な償却を行う方法を継続する。

(理由)

負ののれんの発生原因を特定することは 実際上困難であり、そのようなものを利益として認識することは適切ではない。

今回の検討においては正ののれんの償却に関する取扱いについては検討の対象外とされている。のれんが負数になる場合についてのみ現行の取扱いを変更したとしても、日本基準の中の考え方が不整合になるだけで高品質な会計基準へのコンバージェンスとはいえない。正ののれんの償却の問題と一体で解決すべきである。

[案 2] 関連する定めを整備した上で、規則的な償却を廃止する。

(理由)

- 負ののれんは性質が不明確であり、負債として認識すべきではない。
- これまで負ののれんとして算定されている額のうち、その発生原因が特定の資産又は負債に帰属しているものについては、適切に取得原価の配分を行うことが適切である。
- 負ののれんの計上を廃止することは、会計基準の国際的なコンバージェンスに資する。

(補足)

- この場合、現行の取得原価の配分方法に係る取扱いの一部見直しが必要となる。

[案 3] 資産サイドに負数により表示する。

(理由)

案１の理由により、少なくとも当面の間は、規則償却を維持すべき。

案２の理由により、負債としての表示は適当でない。

[案４] 純資産直入処理した上で、リサイクリングさせる。

(理由)

- ・ 案１の理由により、少なくとも当面の間は、規則償却を維持すべき。
- ・ 案２の理由により、負債としての表示は適当でない。

【追加論点】[案２]の場合、次の事項の見直しが必要になると考えられるかどうか

(1) 時価が一義的に定まりにくい資産への配分額の特例

のれんが負債となる場合には、国際的な会計基準と同様に、すべての識別可能資産及び負債の識別と測定が適切に行われているかどうかを再評価(reassess)する必要がある。

現行基準においても、時価が一義的に定まりにくい資産への配分額の特例(意見書三 3.(3)、適用指針第 55 項)の定めがあるが、その取扱いの見直しを行うことが考えられる(任意規定から義務規定へ)。

(2) 取得原価の配分方法(企業結合に係る特定勘定への取得原価の配分)

取得原価の配分方法の定めにおいて、「取得後短期間で発生することが予想される費用又は損失であって、その発生の可能性が取得の対価の算定に反映されている場合には、負債として認識することができる」とされている(意見書三 3.(3)、基準三 2.(3)、適用指針第 62 項)が、次のような観点からその取扱いの見直しを行うことが考えられる。

- 任意規定(推奨)から義務規定への変更
- 計上要件(適用指針第 63 項から第 65 項)の緩和。具体的には、第 63 項(2)における要件(企業結合日後 5 年以内に発生するものであること)の見直し及び関連規定の見直し

(3) 適用初年度より前に計上されている負ののれんの残高の取扱い

適用初年度より前に計上されている負ののれんの残高の取扱いについて、定める必要がある(適用初年度に一時に利益認識することとするか、あるいは経過措置と

して規則的な償却処理を継続させるか。)。

【論点４】少数株主持分の測定

< 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」今後の方向性 >

55. 部分時価評価法は、親会社が株式を取得した際の親会社の持分を重視する考え方であり、また、我が国の連結決算における実務慣行として長きにわたり行われてきた方法であった。しかしながら、現在では子会社の資産及び負債の評価方法として全面時価評価法を採用する企業が大多数を占めており、部分時価評価法を採用している企業はわずかであること¹、また、子会社の株式を現金以外の対価（例えば、自社の株式）で取得することを想定した企業結合会計基準では全面時価評価法のみが認められていることから、本論点整理では部分時価評価法を選択する余地を無くすことが妥当であると考えている。今後は、部分時価評価法を選択できないこととした場合の影響なども踏まえつつ、部分時価評価法の取扱いについて引き続き検討する。
56. なお、国際的な会計基準で示されている少数株主持分の測定を時価で行うという考え方については、時価により測定された少数株主持分の意義や、その際に少数株主持分に係るのれんも計上するいわゆる全部のれん方式²の是非などについて、さらなる検討が必要になると思われる。

< 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」に対する主なコメント >

(1) 全面時価評価法に一本化する考え方

- 論点整理第 64 項で述べられているように、現時点において、すでに全面時価評価法を採用する企業が大多数を占めており、部分時価評価法を採用する企業は限られていること、また、子会社の株式を現金以外の対価で取得することを想定した企業結合会計基準では全面時価評価法のみが認められていることに鑑み、国際的な会計基準のコンバージェンスに資することを勘案すれば、全面時価評価法に一本化すべきであると考えらる。
- 国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点や、部分時価評価法を採用する企業が限定的であること等から、部分時価評価法は廃止すべきであると考えらる。
- 少数株主持分の測定に当たっては、全面時価評価法への移行はやむを得ないが、比

¹ 企業結合会計調査報告では、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までに終了する連結会計年度における全面時価評価法と部分時価評価法の適用状況に関する調査が行われている。これによれば、同期間に終了する連結会計年度に係る有価証券報告書を提出した企業のうち、全面時価評価法を採用しているものが 3,326 社あるのに対し、部分時価評価法を採用しているものは 125 社に留まっていたとされている。

² 「全部のれん方式」とは、取得した持分割合にかかわらず、支配を獲得した子会社全体の時価を把握して、それと子会社の識別可能純資産との差額をのれんとする方法である。これに対して、支配を獲得するために要した対価の額と、子会社の識別可能純資産のうち取得した持分割合に見合う額との差額をのれんとする方法は、「購入のれん方式」と呼ばれる。

例持分額での測定を認めるなど、実務的な観点から配慮戴きたい。今後、部分時価評価方法を認めないとする場合には、全面時価評価方法への移行手続きについても言及戴きたい。

- 本論点整理の考え方に同意する。

(2) 部分時価評価法の選択を認める考え方

部分時価評価法の選択余地を無くすのであれば、のれんを規則的には償却しない、不動産の時価評価を行なう、当期純利益を記載せずに包括利益を記載する、過年度遡及修正を行なうといった国際会計基準における会計処理がセットで適用されるべきなのではないか。部分時価評価法の選択余地を無くすというだけでは、実態を伴わない多額ののれん償却額が生ずることになると懸念する。

(3) 全部のれん方式の採用について

- のれんの計算方式（「全部のれん方式」と「購入のれん方式」）については次の意見があった。我が国の現状では「購入のれん方式」の方がよいと思われるが、将来を見据えれば「全部のれん方式」の採用も考えられる。のれんの計算方法を全部のれん方式に改め、少数株主持分を取得日の時価で測定する方法を、採用すべきである。その方が、取得子会社の他の資産・負債を100%時価で認識する点と整合的である。但し、購入のれん方式と全部のれん方式との選択適用を認める考え方も、当面は否定しない。
- 我が国のこれまでののれんの会計は、いわゆる「購入のれん方式」によっていると思われる。したがって、「全部のれん方式」を採用する場合は、これまでののれんの会計処理に変更を与えるものと考えられるため、少数株主持分の測定に関連して、のれんの計上を「全部のれん方式」による場合は、その根拠等を明らかにしてほしい。

< 公開草案に向けての考え方 >

[案1] 部分時価評価法の選択適用を継続する。

(理由)

- 親会社が株式を取得した際の親会社の持分を重視する考えは、我が国の連結決算における実務慣行として従前から行われてきた方法である。（論点整理64）
（追加）部分時価評価法はもともと、親会社説と整合的であり、現行の連結財務諸表では親会社説を踏襲していることから、現行どおり部分時価評価法の選択適用を認めることにも合理性はある。
（追加）全面時価評価法では、支配獲得後に子会社株式を追加取得した場合に、子会社の資産・負債の時価評価を行わないため、時価評価益相当がのれんとして計上され

てしまうという問題がある。

[案 2] 部分時価評価法の選択適用を削除する。

(理由)

- 子会社の資産及び負債の評価について、当該株式を現金で購入することを前提とした連結原則では、全面時価評価法と部分時価評価法とが認められているが、子会社の株式を現金以外の対価（自社の株式等）で取得することを想定した企業結合会計基準では、全面時価評価法しか認められていない。このため、連結原則と企業結合会計基準の処理の整合性を図る必要がある。（論点整理 64 項）
- 現在では全面時価評価法を採用する企業が大多数を占めており、部分時価評価法を採用している企業はわずかであるため、部分時価評価法を削除しても、実務に多大な影響を与えるものではない。（論点整理 64 項）
- （追加）部分時価評価法のように、子会社の資産・負債のそれぞれを親会社持分と少数株主持分に分割して、それぞれを別に評価するのは不自然とも考えられる。つまり、そもそも子会社を支配するということは具体的にはその資産・負債を支配することであり、支配するに至った資産・負債のそれぞれは、機能しているユニットごとに評価単位を形成しているはずであるため、この評価単位の全体を時価で評価するべきと考えられる（JICPA ジャーナル 1997 年 9 月号 「座談会『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』をめぐって」白鳥氏発言を参考）。
- （追加）国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点からも部分時価評価法を選択適用を廃止することが考えられる。

< 部分時価評価法を選択適用を廃止した場合の実務に与える影響 >

（B/S）評価差額が生じている資産・負債については少数株主持分に帰属する評価差額も計上されるため、貸借対照表の資産・負債金額が大きくなり、この結果、一部の指標に影響がある。

（P/L）現行の購入のれん方式を採用するかぎり、のれん償却額や少数株主損益に与える影響はないものの、評価差額が生じている資産が償却性資産であった場合には、償却費の増減を通じて損益に影響がある。

< 部分時価評価法から全面時価評価法への変更の会計処理 >

「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第 18 項の部分時価評価法から全面時価評価法への変更の場合に従って処理することが考えられる。

（部分時価評価法により変更時点までに株式の段階取得に応じ計上されてきた評価差額を、全面時価評価法による評価差額の親会社持分として引き継ぎ、変更により新た

に計上すべき評価差額の少数株主持分額は、引き継いだ時点の評価差額（親会社持分額）を基に当該日における持分比率により算定する）。

< 少数株主持分の時価測定及び全部のれん方式の採用の是非について >

改訂された IFRS3 号では、我が国における全面時価評価法（購入のれん方式）が認められていることから、短期コンバージェンス・プロジェクト達成の観点からは、現段階で全部のれん方式のみとする積極的理由はなく、STEP2 での検討項目とすることが考えられる。

< 支配獲得後の子会社株式の追加取得によるのれん計上額について >

[案 2]の方向性とした場合、全面時価評価法では、支配獲得後に子会社株式を追加取得したときに、子会社の資産・負債の時価評価を行わないため、時価評価益相当がのれんとして計上されてしまうという問題がコメントで指摘されている。

この問題の対応として、全面時価評価法でも、支配獲得後の追加取得時には時価評価することも考えられる。ただし、国際的な会計基準ではそのような処理は規定されておらず、また改定後の IAS27 号及び SFAS160 号では、支配の変更を伴わない取得及び処分については、株主資本の中で処理し、のれんは再測定しないこととされた。

企業結合プロジェクトの STEP2 ではこれらの国際的な会計基準の改正を踏まえた検討が行われる予定であるため、現段階ではコメントで指摘された問題についての検討は行わないことが考えられる。

【論点５】段階取得における会計処理

< 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」今後の方向性 >

73. 本論点整理では、企業がある企業を取得する際の取得原価は、過去から取得している株式の累積原価ではなく、当該企業を取得するために必要な支出額であると考えられることから、被取得企業の取得原価は、国際的な会計基準と同様に支配獲得時における時価をもって測定し、過去に所有していた株式の帳簿価額との差額は損益として処理するように見直すこともできるのではないかと考えている。また、現在、我が国において計上される負ののれんには、過去に取得した株式の原価に対応する当該過去時点における被取得企業の価値と、支配獲得時における被取得企業の価値との差額が含まれているが、支配獲得時における時価をもって測定するという考え方によれば、取得企業から見た被取得企業の超過収益力をより適切に反映することにつながると考えられる（第53項参照）。
73. ただし、この場合においても、段階取得によって関連会社株式から子会社株式となった場合の取扱いなどについては、引き続き検討することとする。

< 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」に対する主なコメント >

(1) 支配獲得時における時価をもって測定し、過去に所有していた株式の帳簿価額との差額は損益として処理するよう見直すべきとする意見

- 企業が他の企業の支配を獲得することには大きな経済的な意味があり、その支配の獲得が段階的に行われた場合にも、支配獲得日の時価で再評価し、差額が生じた場合に損益を認識することは合理的である。この損益認識を過去の取得によって生じている含み損益の一括認識と捉えれば、第67項に書かれているような購入取引による損益認識にはあたらないと考えられる。段階取得の時価再評価は[論点3]の負ののれんの発生事例減少という副次的効果が期待できることもあり、これを支持する。
- パーチェス法に基づく企業結合の処理を行う場合、企業を取得する際の取得原価は取得日において当該企業を取得するために必要となる支出額と考えることが整合的であり、国際的な会計基準と同様、支配を獲得した場合には投資の本質的な性質が変化したものとして捉え、損益を通じた再評価を行うことは妥当な処理であると考えられる。

なお、投資が関連会社株式から子会社株式となった場合でも同様の考え方（投資の本質的な性質の変化を反映した再評価）で処理すべきものであると考える。

- 時価主義で進める限りにおいて、一括取得とする方向に異論はない。

(2) 現行の取扱いを見直すのは慎重に行うべきとする意見

- 日本における企業集団の形成は、欧米とは異なり、段階的な株式取得によるケースが多く見られる。10%程度の投資会社が、段階取得により関連会社となり、その後更なる追加取得により子会社となるケースもあるが、こうした場合に、子会社となった時点で、過去の投資につき時価評価を行い、その評価差額を一時に損益認識することは、投資の連続性を無視するものと考えられる。このような事情を考慮し、慎重に検討を進めて頂きたい。

(3) その他の意見

- 個別財務諸表上、本論点は金融商品会計基準に関するものと考えられる。現行の金融商品会計基準では、段階取得によってその他有価証券から子会社株式になったとしても、その時点で通常は損益が認識されない（金融商品会計に関する実務指針88項）が、本論点整理では、支配獲得時において、それまでの投資に係る累積原価と時価との差額が損益に計上するとされているため、個別財務諸表においても同様の取扱いになるのかどうかを明らかにしてほしい。
- 現行の金融商品会計基準にこのような考え方がないため、個別財務諸表上の対応を含め、当該会計基準の見直しを行う必要があると考えられる。
- 段階取得によって、一般の投資株式（その他有価証券）から関連会社株式となった場合の取扱いや考え方についても、今後の方向性の中で明らかにしてほしい。実務上、支配は獲得せず、影響力を及ぼすにとどまる例も多数あると考えられるため、支配か影響力かによる考え方の相違を整理する必要があると思われる。
- 支配獲得時点において生じる投資に係る累積原価と時価との差額に係る税効果の取扱いについても明らかにする必要があると思われる。
- 「国際財務報告基準及び米国会計基準が、以前から所有していた被取得企業の持分を支配獲得時の時価によって再評価することを取得企業に求めている理由」として、「原価を累積するという実務は、財務報告における多くの不整合と欠陥につながるようになる」とあるが、具体的にどのような不整合を想定しているのか不明確であるため、明確にしていきたい。

< 公開草案に向けての考え方 >

[案 1] 取得企業における取得原価は、企業結合日（取得日）の時価を基礎として算定し、過去に取得したものととの差額は損益として処理する。

被取得企業が持分法適用関連会社であった場合についても、企業結合日（取得日）にお

いて再測定し、持分法により評価していた額との差額は損益として処理する。

（理由）

企業がある企業を取得する（支配する）という事実は、当該企業の株式を単に追加取得することとは経済的にも大きく異なるものである。したがって、その取得原価は、過去から取得している株式の累積原価ではなく、当該企業を取得するために必要な支出額と考えるべきである。

過去に取得していた持分は、支配を獲得することによりいったん投資のリスクから解放され、支配獲得時において改めてその時点の時価による投資が行われたものと考えることができる。すなわち、「取得」に相当する企業結合が行われた場合には、もはや総体としての株主の観点からは持分の継続が断たれており、一旦投資を清算し、改めて当該資産及び負債に対して投資を行ったと考えられるため、企業結合時点での資産及び負債の時価を新たな投資原価とすべきである。

会計上も、企業結合によりそれまでのその他有価証券あるいは関連会社株式から子会社株式へ転換することは、連結財務諸表上、当該被取得企業の資産、負債及び損益を連結財務諸表にそのまま取り込むことになり、取得原価の測定を新たに行うべき重要な変化と言える。

国際的なコンバージェンスを図ることができる。

〔案２〕取得企業における取得原価は、企業結合日（取得日）の時価を基礎として算定し、過去に取得したものの差額は損益として処理する。

ただし、支配獲得前に持分法により評価していた関連会社株式については、企業結合日（取得日）において再測定は行わない。

（理由）

企業がある企業を取得する（支配する）という事実は、当該企業の株式を単に追加取得することとは経済的にも大きく異なるものである。したがって、その取得原価は、過去から取得している株式の累積原価ではなく、当該企業を取得するために必要な支出額と考えるべきである。

過去に取得していた持分は、支配を獲得することによりいったん投資のリスクから解放され、支配獲得時において改めてその時点の時価による投資が行われたものと考えることができる。

事業分離等に関する会計基準では、受取対価が分離先企業の株式のみであれば、分離先企業が子会社となる場合であっても、関連会社となる場合であっても、その投資は継続しているという考え方に基づいている。すなわち、既に関連会社株式（持分法）

により評価されているときには、それが子会社株式（連結法）に変わった場合であっても、依然として投資は継続していると考えられるため、必ずしも支配獲得時に改めてその時点の時価による投資が行われたとは言えない。

国際的なコンバージェンスの方向性に沿っている。

[案３] 取得企業における取得原価は、企業結合日（取得日）の時価を基礎として算定するが、過去に取得したものとの差額は「評価・換算差額等」の純資産項目として処理する。

（理由）

企業がある企業を取得する（支配する）という事実は、当該企業の株式を単に追加取得することとは経済的にも大きく異なるものである。したがって、その取得原価は、過去から取得している株式の累積原価ではなく、当該企業を取得するために必要な支出額と考えるべきである。

支配を獲得するという事実だけでは、被取得企業に対する投資のリスクが未だ解放されたとは言えない。

また、平成 18 年改正前の金融商品実務指針では、追加取得により、その他有価証券が子会社株式又は関連会社株式に該当することとなった場合、時価で振り替え、振替時の評価差額は全部資本直入法か部分資本直入法により処理することとされていた。

[案４] 従来 of 取扱いを見直すことはしない（過去から累積した原価を取得原価とする。）

（理由）

企業がある企業を取得したとしても、当該株式を売却したわけではなく、被取得企業に対する投資は継続していると考えられる。従って、その取得原価は、過去から取得している株式の累積原価とすべきである。

支配を獲得するという事実だけでは、被取得企業に対する投資のリスクが未だ解放されたとは言えない。また、売却するまでは損益は計上されないとするその他有価証券の評価方法と整合する。

【論点6】外貨建のれんの換算方法

< 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」 今後の方向性 >

80. 本論点整理では、のれんが被取得企業の有する超過収益力であるならば、外貨建のれんについても、当該被取得企業の有する他の資産と同様に、決算日の為替相場により換算する方法に見直すことが適当ではないかと考えている。なお、この場合でも、自己創設のれんとの関係から、在外子会社の個別財務諸表には当該のれんを計上する必要はなく、在外子会社の資産の換算と同様に連結上の処理として行えば足りるものと考えられる。

< 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」 に対する主なコメント >

(1) 決算日の為替相場により換算する方法に見直す考え方

- 外貨建のれんは在外子会社に帰属すると考えるほうが自然であり、多くの在外子会社が力をつけ、自立している現状にもマッチしている。従って、当該被取得企業の有する他の資産と同様に、外貨建のれんは決算日の為替相場により換算する方法に変更すべきである。なお、我が国の現行処理は、テンポラル法が採用されていた頃のなごりであると思われ、全ての資産・負債を決算日レートで換算するという現行換算基準にマッチしていない、という見解もあった。
- パーチェス法を適用した結果生じるのれんは被取得企業の超過収益力として捕らえるのが妥当であり、したがって、当該被取得企業の有する他の資産と同様の処理を行うのが妥当であると考えられる。
- のれんを被取得企業（在外子会社）の資産として計上する考え方に異論はないが、会計基準見直し案公表時には、移行措置についても検討願いたい。

(2) その他

- 在外子会社の取得により発生したのれんを被取得企業が有する資産として捉え、決算日レートで換算する考え方の根拠について、明確にしていきたい。
- 外貨建ののれんに関する換算については、のれんの償却方法と一体で議論すべきである。のれんの償却問題は別途検討となっているが、処理方法について一貫性のないことがないようにするためにも、同一議論の場で処理方法を決定していくことが望ましいと考える。

(2) のコメントについては、例えば土地と建物のように償却するか否かによって換算処理が異なることはないため、のれんの償却とは切り離して検討する方向でどうか。

< 公開草案に向けての考え方 >

[案 1] 在外子会社の取得により発生したのれんを決算日において本邦通貨に換算する場合、発生時の為替相場により換算する処理を継続する。

(理由)

親会社が在外子会社を連結する場合、子会社に対する投資（発生時の為替相場）を在外子会社の資本と相殺消去して発生するのれんは、既に親会社の通貨である円貨額で固定されているため、のれん残高及びのれん償却額は、為替相場の変動による影響を受けるべきではない（会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」第 40 項）。

国際会計基準第 21 号結論の背景 BC30 において、親会社が多くの異なる機能通貨で構成される多国籍企業を取得する場合、のれんを多くの被取得事業体に配分して様々な機能通貨に換算するのではなく、親会社の支払う取得価格の一部なので親会社の資産として為替リスクの影響を受けないことが適切であるという考え方と整合する。

在外子会社への投資からのリターンを測定する考え方として、取得時の為替相場に基づくのれんの償却費と、その後の為替相場に基づく在外子会社の損益とを対応させていることが考えられる。

[案 2] 在外子会社の取得により発生したのれんを決算日において本邦通貨に換算する場合、決算日の為替相場により換算することとする。

(理由)

国際財務報告基準及び米国会計基準において、在外子会社の取得により生じるのれんは在外子会社の資産として機能通貨で表わされ、決算日の為替相場で換算することとされている処理と整合的となる。

のれんは、取得企業が取得する資産及び引き受ける負債の純額を超える何らかの価値に対して支払われたものであり、のれんの主要な部分は実質的に個別の認識の要件を満たさない資産を構成するものとみなすことができるため、当該在外子会社における他の資産、特に無形資産と同様に、各期の為替相場の変動を反映させることが適当であると考えられる。

国際会計基準第 21 号結論の背景 BC31 において、上記と同様の考え方が記載されているとともに、多くの異なる機能通貨で構成される多国籍企業については、のれんの認識におけるキャッシュ・フローは様々な機能通貨で創造されるとする考え方と整合する。

在外子会社への投資からのリターンを測定する考え方については、在外子会社における固定資産の償却費は、取得時の為替相場ではなく、その後の為替相場に基づき

換算されていることから、のれんの償却費だけを発生時の為替相場にて換算することは整合的ではないと考えられる。

[案１]の場合（現行の実務）において、「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」第４０項に基づき在外子会社が在外孫会社を連結し、親会社で換算する場合には、在外孫会社ののれんは決算時の為替相場により換算され、のれん償却額は期中平均相場により換算されることになっていたため、在外子会社ののれん（発生時の為替相場による換算処理）と整合していなかったが、それは解消できるものと考えられる。

< [案２]による場合の実務に与える影響 >

- ・ 在外子会社の取得日（発生日）と決算日の為替相場の変動により、のれん残高が増減する。
- ・ のれん償却費を期中平均為替レートにて換算することにより、損益へ影響がある。
- ・ これらの影響を受けて、為替換算調整勘定が増減することとなる。

【その他】連結と企業結合の開示の調整

「連結財務諸表原則」及び「企業結合に係る会計基準」等の改正にあたり、開示項目について、両者が内容的に整合するよう、過不足がないかを検討する必要がある。

（検討の方針）

今回の改正の主目的は短期コンバージェンス・プロジェクトの達成であり、今後、STEP2も計画されているため、国際的な会計基準（改定後のIFRS第３号、IAS第２７号）の開示に関する規定は検討にあたっての参考資料とし、原則として現行の日本の連結原則と企業結合基準の調整とする（国際的な会計基準に規定されている項目を全て日本基準でも規定するための検討とはしない）。